○農林水産省告示第八百二十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように肥料の名称又は生産業者、輸入業者若しくは登録外国生産業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月二十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　肥料の名称の変更

登録番号　生第89780号
　変更前　水稲用条用ＵＦ050
　変更後　くみあい水稲用条用ＵＦ入り複合燐加安050
登録番号　生第82435号
　変更前　ふじみ１号
　変更後　富士見東部

2　生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者の名称又は住所の変更

登録番号　輸第10152号、輸第10577号
　変更前　有限会社クラフト
　変更後　株式会社クラフト
登録番号　生第85991号
　変更前　三重県志摩市阿児町鵜方3098番地９
　変更後　三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
登録番号　生第73263号、生第73391号、生第73822号、生第73823号、生第75319号、生第75338号、生第76311号、生第79473号、生第81112号、生第81113号、生第82526号、生第90329号、生第83104号、生第83515号、生第84040号、生第84204号、生第91230号、生第91605号
　変更前　大阪府豊中市新千里西町１丁目１番４号
　変更後　大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号
登録番号　外第186号、外第199号、外第206号、外第207号、外第209号、外第210号
　変更前　中華人民共和国遼寧省営口市鮀魚圏区神井子村
　変更後　中華人民共和国遼寧省営口経済技術開発区冶金工業園
登録番号　輸第11465号、輸第11466号、輸第11467号
　変更前　福岡県福岡市中央区六本松二丁目12番６号
　変更後　福岡県福岡市中央区六本松四丁目11番25号
登録番号　輸第3832号、輸第3869号、輸第4969号、輸第5003号、輸第5236号、輸第5472号、輸第5952号、輸第5995号、輸第6631号、輸第7098号、輸第7148号、輸第7720号、輸第8015号、輸第11484号、輸第11525号、輸第11753号、輸第12363号
　変更前　佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3060の１
　変更後　佐賀県佐賀市鍋島町大字森田280番地１

○農林水産省告示第八百三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月二十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第83701号	液状複合肥料	アミノゴールド	平金産業株式会社	静岡県静岡市駿河区豊田二丁目９番17号
生第90136号	液状複合肥料	ＮＨＫＥ－１	平金産業株式会社	静岡県静岡市駿河区豊田二丁目９番17号
生第90176号	配合肥料	ＮＨＫ－１	平金産業株式会社	静岡県静岡市駿河区豊田二丁目９番17号
生第90205号	液状複合肥料	ＮＨＫＥ－２	平金産業株式会社	静岡県静岡市駿河区豊田二丁目９番17号
生第90206号	液状複合肥料	ＮＨＫＥ－３	平金産業株式会社	静岡県静岡市駿河区豊田二丁目９番17号
生第90272号	化成肥料	ＮＨＫ－３	平金産業株式会社	静岡県静岡市駿河区豊田二丁目９番17号
輸第6820号	副産苦土肥料	85.0副産苦土肥料	伊藤忠セラテック株式会社	愛知県瀬戸市東山路町１番地の１
輸第7250号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料20	伊藤忠セラテック株式会社	愛知県瀬戸市東山路町１番地の１
輸第7251号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料23	伊藤忠セラテック株式会社	愛知県瀬戸市東山路町１番地の１
輸第7252号	水酸化苦土肥料	マグエース55	伊藤忠セラテック株式会社	愛知県瀬戸市東山路町１番地の１
輸第7253号	水酸化苦土肥料	マグエース60	伊藤忠セラテック株式会社	愛知県瀬戸市東山路町１番地の１
輸第7710号	水酸化苦土肥料	マグエース53	伊藤忠セラテック株式会社	愛知県瀬戸市東山路町１番地の１
輸第8927号	加工りん酸肥料	苦土入り加工りん	伊藤忠セラテック株式会社	愛知県瀬戸市東山路町１番地の１

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第八十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月二十日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
　東北地方整備局長　８
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社山形県建築サポートセンター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	谷　　正雄、大峡　　潔

(2)　変更年月日
　平成二十三年三月十四日